◇イベント報告◇

2026 年 WSS 会議報告

SSBJ ディレクター　平井 健之
ASBJ 専門研究員　松田 由貴

1. はじめに

IFRS 財団は、世界中の法域の基準設定主体との意見交換を目的とした世界基準設定主体（World Standard-Setters; WSS）会議を毎年 1 回開催している。今年の会議は 9 月 28 日及び 29 日の 2 日間にわたり、英国ロンドン市内の会場において対面で開催され、会計基準及びサステナビリティ開示基準に関する議論が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から、川西 ASBJ 委員長兼 SSBJ 委員長、紙谷 ASBJ 副委員長、矢野 ASBJ 常勤委員、山口 SSBJ 常勤委員、及び筆者が出席した。

本稿では、本会議の主要なセッションの概要について紹介する。なお、本稿における筆者の意見にわたる部分は、筆者の私見であり所属する団体・組織の公式見解ではないことをあらかじめ申し添える。

2. 全体のスケジュール

今回の会議の議題は、次のとおりであった。

	議　題	担　当
2026 年 9 月 28 日		
1	開会の挨拶	Jonathan Labrey 氏（Conference Chair、IFRS 財団コネクティビティ・統合報告チーフオフィサー）
2	IFRS 財団アップデート	Erkki Liikanen 氏（IFRS 財団評議員会議長）、Laura Forzani 氏（IFRS 財団マネージング・ディレクター）
3	国際会計基準審議会（IASB）アップデート	Linda Mezon-Hutter 氏（IASB 副議長）、Riana Wiesner 氏（IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター）
4	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）アップデート	Sue Lloyd 氏（ISSB 副議長）、Bryan Esterly 氏（ISSB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター）

	議　題	担　当
5	Q&A を含む選択方式のセッション（1 回目） ● 引当金-的を絞った改善 ● IASB の金融商品プロジェクトに関するアップデート ● IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」 ● IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用 ● 自然関連開示	IASB 理事、 IASB テクニカル・ディレクター／テクニカル・スタッフ、 ISSB 理事、 ISSB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター　他
6	Q&A を含む選択方式のセッション（2 回目） ● 引当金-的を絞った改善 ● IASB の金融商品プロジェクトに関するアップデート ● IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」 ● IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用 ● 自然関連開示	IASB 理事、 IASB テクニカル・ディレクター／テクニカル・スタッフ、 ISSB 理事、 ISSB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクター　他
2026 年 9 月 29 日		
7	1 日目の会議の振返り	Jonathan Labrey 氏（Conference Chair、IFRS 財団コネクティビティ・統合報告チーフオフィサー）
8	全体セッション： IFRS 会計基準の首尾一貫した適用	Bruce Mackenzie 氏（IASB 理事）、Bob Uhl 氏（IASB 理事）、Gary Berchowitz 氏（IFRS 解釈指針委員会委員）
9	全体セッション： キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	Bob Uhl 氏（IASB 理事）、 Nick Barlow 氏（IASB テクニカル・スタッフ）、 Thathsara Ramanayake 氏（IASB テクニカル・スタッフ）、Dennis Deysel 氏 （IASB テクニカル・スタッフ）、Easton Bilsborough 氏（IASB テクニカル・スタッフ）
10	全体セッション： IFRS サステナビリティ開示基準の適用	Sue Lloyd 氏（ISSB 副議長）、 Jonathan Bravo 氏（IFRS 財団ディレクター）、 Anna Hemmant 氏（IFRS 財団マネジャー）

3. 主な議事概要

(1) IFRS 財団アップデート

本セッションでは、冒頭、IFRS 財団評議員会議長の Erkki Liikanen 氏により、IFRS 財団アップデートとしてこれまでの取組み、とりわけ近年におけるグローバルなサステナビリティ基準整備の成果について説明がなされた。また主要なリーダーシップの後継体制についても説明がなされ、席上では 2026 年 9 月 1 日にマネージングディレクターに就任した Laura Forzani 氏が紹介され、その後同氏からは次のような説明がなされた。

- IASB の 5 か年計画概要に関する運営モデルに変更はなく、ロンドンを主要拠点とする体制を継続する。資金計画は基準を採用する法域からの拠出、資本市場参加者からの支援、事業収入を組み合わせ、資金源の多様化と予測可能性の向上を図る。
- ISSB は複数拠点モデルを強化し、2027 年にはジュネーブ事務所を開設し本拠地とする。一方でフランクフルトを EU との連携拠点として、また北京、モントリオール、東京、ロンドン、サンフランシスコ等の機能も継続される。
- 2026 年 5 月に改訂版「デュー・プロセス・ハンドブック」を公表したが、主として ISSB の創設を反映するために更新されたものであり、プロセス自体に根本的な変更はなく、いくつかの改善と明確化を行った。また 2026 年 8 月に IFRS 財団の「定款」の修正案を公表したが、小規模化する両審議会を支える「定款」をどのように修正すべきかについて、メンバーの地域的配分や議決方法を含め、フィードバックを求めている。多様性とバランスを備えた実効性の高い審議会を維持することに重点を置くために、さまざまな意見を歓迎する。
- IFRS 財団としての今後の優先的な取組み事項として、主要な利害関係者との対話を通じた関係の強化、Sam Woods 氏（IASB 議長）や Steven Maijoor 氏（IFRS 財団評議員会次期議長）といった新リーダーシップへの円滑な移行支援、及び 5 か年運営・資金計画の実行が挙げられた。





(2) IASB アップデート



本セッションでは、冒頭、IASB 副議長の Linda Mezon-Hutter 氏により、前年の WSS 会議後にあったアップデートとして、次について説明がなされた。

- IASB 議長について Sam Woods 氏の選任及び Andreas Barckow 氏の退任
- 超インフレ経済の通貨への財務情報の換算に関する IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正、財務諸表における不確実性の開示に関する設例の公表、新基準である IFRS 第 20 号「規制資産及び規制負債」の公表、公正価値オプションを明確化する IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正のプロジェクトの完了
- IFRS for SMEs（中小企業向け IFRS 会計基準）における連結免除の修正に係る公開草案の公表
- リスク軽減会計について、2026 年 11 月 30 日のコメント期限にむけて情報発信を行っている中で既にさまざまな地域から同様の問題が数多く寄せられていること

また、エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターの Riana Wiesner 氏より、IASB において現在行われているテクニカルな作業の詳細について、適用後レビュー、基準設定及びリサーチ、並びに維持管理の 3 つに分けてそれぞれ説明がなされた。加えて、IFRS 解釈指針委員会の活動状況及び 2027 年中までに公開草案を公表予定のプロジェクトについて言及された。

最後に、質疑が行われ、出席者からIFRS第16号「リース」の適用後レビューの状況を踏まえてIFRS第 9 号「金融商品」（ヘッジ会計）の適用後レビューでは利害関係者がどのようなフィードバックを回答すればIASBが取り上げる可能性があるのか質問があった。これに対して、適用後レビューの目的はIASBの意図した通りの結果が得られているかということであり、適用後レビューの結果として必ず基準設定が行われるとは限らず、バランスが重要であるとする回答があった。別の出席者からは、排出物価格設定メカニズム（PPM）及び暗号資産の他、超インフレへの対応を期待する意見があった。これに対して、優先順位の決定に関する枠組みがあること及びアジェンダ協議においては具体的な影響や問題点について多くの証拠が提供されるとプロジェクトとしての課題を検討しやすくなるとする回答があった。

(3) ISSB アップデート

ISSB 副議長の Sue Lloyd 氏及び ISSB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターの Bryan Esterly 氏より、最近の ISSB の活動のアップデートとして、次について説明がなされた。

- 各法域における ISSB 基準の導入状況及び導入支援
- 「SASB スタンダード」の向上
- 自然関連開示に関する公開草案の概要
- 人的資本に関するプロジェクトの進捗状況
- ISSB の公表物（literature）の今後の発展



各法域における ISSB 基準の導入状況については、45 を超える法域が ISSB 基準の導入を決定又は導入に向けた検討を進めており、2026 年末までにはそのうち 18 法域で ISSB 基準に基づく報告が開始される見込みであることが説明された。また、ISSB 基準の導入を支援するため、移行支援グループ（TIG）による適用上の論点の検討や、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する教育的資料の提供を行っていることが説明された。

関連して、簡素化された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を含む委任規則が、EU の官報に掲載されたことに触れ、ESRS に基づく報告において、企業が ISSB 基準に基づく報告書を利用し、ESRS に準拠するための追加的な開示を行うアプローチ（ISSB プラス）を採用することができる可能性が開かれたと説明された。

SASB スタンダードについては、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を支援する観点から、77 産業を順次見直しており、これまでに 12 産業について公開草案を公表したこと、今後は「技術及び通信」セクターを対象とすることが説明された。また、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項と産業別のガイダンスの内容との関係や、「SASB スタンダード」の位置付け等についても、今後検討することが説明された。

自然関連開示については、10 月に公開草案を公表する予定であり、IFRS S1 号の既存の要求事項の適用を支援するため、実務記述書の形式を採用することが説明された。同実務記述書は TNFD の作業を基礎とし、自然関連リスク及び機会の識別方法、LEAP アプローチ、所在地の重要性等を扱うほか、一部の新たな開示事項を提案することが説明された。また、気候と自然とのつながりを踏まえ、両者を別個に扱うのではなく、つながりを反映した統合的な報告を重視することが説明された。

人的資本については、9 月の ISSB 会議において、労働力（workforce）関連開示に変更されたことが紹介された。この分野に関する情報が各法域において相当程度存在する一方、それらは分断されており、投資家にとっての比較可能性や企業の戦略との関係を十分に把握できる情報が不足していることが説明された。こうした状況を踏まえ、ISSB がどのような役割を果たすことが最も付加価値をもたらすかを検討していることが説明された。

ISSB の公表物（literature）については、IFRS S1 号を基盤とし、テーマ別・リスク及び機会別の要求事項、産業別ガイダンス等が相互に関連する体系として整理されていることが説明された。また、今後、産業別ガイダンスをどのように位置付けるか、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項と産業別のガイダンスの内容との関係をどのように整理するかなど、ISSB の公表物を長期的にどのように発展させるかについて検討していることが説明された。

最後に、質疑が行われ、労働力（workforce）関連開示において実務記述書の形式を採用する可能性についての質問に対し、実務記述書の形式を採用する可能性はあるものの、現時点では決定されていないとの回答があった。また、気候ファーストの報告基準における準拠表明の取扱いに関する質問に対し、初年度は気候関連情報のみの報告であっても IFRS S1 号及び IFRS S2 号への準拠表明が可能となるが、2 年目以降は IFRS S1 号及び IFRS S2 号への準拠表明はできない、また各法域の制度に応じてその法域の基準への準拠表明は取扱いが異なると考えられるとの回答があった。

(4) 全体セッション：IFRS 会計基準の首尾一貫した適用



IASB 理事の Bruce Mackenzie 氏及び Bob Uhl 氏並びに IFRS 解釈指針委員会委員の Gary Berchowitz 氏より、IFRS 会計基準の首尾一貫した適用についての IASB のアプローチとして IFRS 解釈指針委員会が質問者から提出された要望書をどのように取り扱っているかについて説明があった。加えて、最近のアジェンダ決定として、発効日が間近に迫る IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の首尾一貫した適用を支援するもの及びその他のアジェンダ決定について説明があった。

(5) 全体セッション：キャッシュ・フロー計算書及び関連事項



IASB 理事の Bob Uhl 氏及び 4 名の IASB テクニカル・スタッフから、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてプロジェクトの経緯並びにキャッシュ・フローの分解情報、非資金取引の情報及び経営者が定義した業績指標（MPM）の開示の他、一貫した適用として現金及び現金同等物の定義に関して説明があった。加えて、金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関するプロジェクトの状況についても説明があった。

最後に質疑が行われ、暗号資産により資産を取得する場合や政府から資産が贈与される場合の取扱いについて検討する予定があるかとの質問があり、非資金取引の情報の開示対象となる可能性がある旨の回答があった。また、純負債（負債から現金及び現金同等物を差し引いた数値）を現金に関連する MPM として検討する予定があるかとの質問があり、プロジェクトの範囲を守ることを意識していること及び次回のアジェンダ協議に向けて検討いただきたい旨の回答があった。

以　上